

# 子どもの自然体験機会創出事業費補助金交付要領

令和2年 7月28日制定

## 第1 総則

子どもの自然体験機会創出事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示249号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による夏休み期間の短縮や、集団行動への忌避感等により、子どもたちが自然で遊び・学ぶ機会や家族で旅行する時間の減少が懸念されることから、子どもたちが三重県の自然で遊び・学ぶ機会を創出する。

補助金は、新しい生活様式に即した子ども向け自然体験プログラムの造成・実践を支援するとともに、子どもをはじめ、家族だれもが満喫できるファミリー向けのワーケーションを推進するため、大人が自然豊かな場所でテレワークを実施できる環境の整備を支援する。

## 第3 事業内容等

補助金の事業内容、事業実施主体及び補助金の交付を受けるための採択要件等は別紙のとおりとする。

## 第4 事業の公募及び選定

事業実施主体については、別に定める「子どもの自然体験機会創出事業費補助金公募要領」に基づき企画書を公募・審査し選定する。

## 第5 事業実施期間

補助金で実施する事業の実施期間は令和3年1月29日（金）までとする。

## 第6 補助額

補助金の額は、1事業者あたり上限500千円とし、予算の範囲内で助成する。

## 第7 事業実施の手順

- 1 事業実施主体は、第4の企画書の選定を受けた後、様式第1号及び第2号により事業実施計画を作成し、三重県知事に提出する。

- 2 三重県知事は、前項により提出された事業実施計画を審査し、適当と認められる場合には承認を行う。

## 第8 事業実施計画の変更

事業実施計画に以下の重要な変更がある場合には、第7の規定を準用する。

- ①事業実施主体の変更
- ②個別事業の根幹に関わる取組内容の変更
- ③事業費総額の30%を超える増減

## 第9 事業実施後の措置

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、様式第9号及び第2号により、実績報告書を作成し、三重県知事に提出するものとする。
- 2 事業実績報告の提出期限は、事業完了の日から起算して1ヶ月以内とする。
- 3 三重県知事は、実績報告書に基づき、事業が適切に実施されているか検査を実施する。

## 第10 交付金交付決定前着手について

事業の着工は、原則として、交付金交付決定通知後とするが、当該年度においてやむを得ない事情により、事業実施計画承認後、交付決定前着手の必要がある場合は、その理由を明記した交付金交付決定前着手届（様式第3号）をあらかじめ三重県知事に提出するものとする。

## 第11 会計経理の適正化

- 1 事業実施主体は、補助金の経理と他の事業の経理を明確に区分して取り扱うものとし、補助金の運用の適正化を確保するものとする。
- 2 補助金の使用は、事業実施計画に規定した内容に基づいて行い、その都度領収書を受領するとともに、会計責任者は支出内容が明確に確認できる書類を整備するものとする。
- 3 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理するものとする。また、この場合において、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- 4 県は必要に応じて、事業実施主体に対し、補助金に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。
- 5 関係書類は、事業完了年度の翌年度から5年間保管するものとする。

## 第12 交付金申請等の手続き

- 1 事業実施計画の承認後、1ヶ月以内に補助金交付申請書（様式第5号）を三重県知事に提出するものとする。
- 2 第8に該当する事業計画の変更又は中止、廃止の承認を受けようとするときは、計画変更（中止、廃止）承認並びに補助金等変更交付申請書（様式第6号）に、変更の理由及び変更内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付し、速やかに三重県知事に提出するものとする。
- 3 事業の進捗状況について、三重県知事が必要と認める場合は、その認めに応じ、状況報告書（様式第8号）を三重県知事に提出するものとする。
- 4 事業完了後、第9第2項に定める日までに実績報告書（様式第9号）を三重県知事に提出するものとする。
- 5 実績報告書の提出後、県の担当職員が実績調査を実施し、領収書の写し等を調査のうえで交付金の額を確定して通知するものとする。
- 6 精算払い請求書を提出した後、交付金を支払うものとする。
- 7 事業遂行上必要な場合は、概算払請求書（様式第7号）により概算払請求を行うことができるものとする。

## 第13 暴力団排除のための措置

- 1 申請を行った法人等又はその役員等が、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」別表に掲げる一に該当する者であると確認されたときは、交付金の交付の決定を行わない。
- 2 交付金の交付決定にあたっては、「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」第7条（交付決定の取消）及び第8条（不当介入に対する措置）に基づく措置に関して条件を付すこととする。

## 附則

- 1 この要領は、令和2年7月28日から適用する。

(別紙)

## 子どもの自然体験機会創出事業費補助金の事業内容等

### 1 事業実施主体

新しい生活様式に即した子ども向け自然体験プログラムの造成・実践を行うとともに、子どもをはじめ家族だれもが満喫できるファミリー向けのワーケーションを推進するため、テレワークを実施できる環境の整備に取り組む事業者で、申請時に①～⑤の項目、加えて事業完了時に⑥、⑦の項目全てを満たすものとする。

- ①対象となる施設・事業所が県内にあり、県内で自然体験事業を実施していること。
  - ②令和2年7月1日以前に開業しており、営業の実態があること。
  - ③代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
    - ロ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
    - ハ 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
  - ④前号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
  - ⑤三重県観光局発出の「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」等を参考に「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成し、感染拡大防止対策が明確になっていること。
  - ⑥新しい生活様式に即した子ども向けの自然体験プログラムを提供すること。
  - ⑦県のワーケーション受入可能施設に登録すること。
- ※①～⑤のすべてを満たす複数の団体が、連携して⑥と⑦の役割を担うことも可。

### 2 事業内容

子ども向け自然体験プログラムの造成・実践や、テレワークを実施できる環境の整備を行うこととし、対象となる経費は以下のとおりとする。

- ①子ども向け自然体験プログラムの造成・実践に要する経費
- ②子ども向け自然体験プログラムの情報発信に要する経費（パンフレット、ホームページの作成等）
- ③テレワークを実施できる環境整備に要する経費（インターネット工事、Wi-Fiルーター購入費等）

④備品購入や施設整備に要する経費については、事業実施に真に必要なもの  
に限り認めることとし、その総額は助成額の2分の1未満とする。

### 3 造成・実践した「自然体験プログラム」の公開

補助金を受けて造成・実践した「自然体験プログラム」の水平展開を図るため、プログラムは広く公開すること。

また、三重県が主催する自然体験に係る研修会等において、県の要請に応じて当該プログラムの開発と今後の活用等について報告を行うこと。

### 4 ワークーションの受入れ

県のワークーション受入可能施設に登録し、継続的にワークーションの受入れを行うこと。

### 5 交付対象経費

区 分	経 費
1 報償費	講師謝金、自然体験ガイド報償費
2 旅費	鉄道、バス等の運賃及び宿泊費
3 備品購入金	概ね5万円以上の反復利用可能な物品、機器の購入費
4 消耗品費	概ね5万円未満の消費される物品の購入費
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付等
6 通信運搬費	インターネット回線新設に係る契約料、工事費
7 使用料及び賃借料	車両、会場、機器類等の使用賃借料
8 手数料	手数料
9 委託料	委託料
10 保険料	賠償責任等保険料
11 負担金	研修会、セミナー、講座等参加にあたっての負担金